

大川市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成24年12月28日策定

令和4年12月12日改正

第1 趣旨

本市では、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。）に基づき策定された国・県の方針に即し、健全な森林の育成、循環型社会の構築や地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資するため、市内の公共建築物等における木材の利用の促進を図ってきたところである。

このような中、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が一部改正され、令和3年10月1日に施行された改正後の「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）に基づき国の方針が策定され、県の方針が改正された。市はこのことに即した本方針を定め、市内の建築物全体における木材利用の拡大に向け環境整備に努めるとともに、自ら整備する公共建築物において、率先して木材の利用の促進に努めるものである。

第2 基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用を促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、CLT（注1）や木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

市は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用

により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、この方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

4 木材の利用促進の啓発

市は関係団体と連携し、市民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例紹介等により、木材の利用の効果について積極的に市民への普及啓発を行う。特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、木材利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等を実施することにより、市民運動としての木材利用促進に取り組むものとする。

また、法第31条の規定にのっとり、木材を活用した優良な施設に対して表彰を実施するなど、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うものとする。

5 木材の利用を促進する公共建築物

本方針における公共建築物とは、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物（公共団体以外のものが整備するものも含む。）であり、例えば下記のような建築物が該当する。

(1) 市が整備するもの

学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、運動施設（体育館、プール等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、本市の事務・事業に供される建築物が該当する。

(2) 市以外の者が整備するもの

文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所が該当する。

6 公共建築物における木材利用の具体的方向

公共建築物の整備等を行うものは、以下のとおり積極的な木材の利用に努めるものとする。なお、木材の利用に当たっては、県産木材（注2）及び合法木材（注3）の積極的な使用に努めることとする。

（1）公共建築物の整備

市が整備する公共建築物においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化（注4）に係るコスト面の課題や解決状況等を踏まえてもなお木造化の計画が困難である場合、また、施設の設置基準、用途、安全性、緊急性を考慮して木造化が適当でない認められる場合を除き、木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

また、木造化が困難な場合にあっても、内装等の木質化（注5）に努めるものとする。

（2）その他

公共工事における工事用資材や公共建築物において使用される家具、建具、備品、消耗品についても、木材または木材を原材料としたものの利用に努める。また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス由来の燃料を使用するものの導入に努めるものとする。

第3 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 公共建築物の木造・木質化の推進

原則として、すべての低層の公共物について木造化を図るとともに、高層・低層にかかわらず、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、全ての内装等の木質化を図る。

2 その他

公共建築物の公共工事において使用される工事用資材、公共建築物において使用される家具、建具、備品、消耗品について、木材または木材を原材料として使用したものが供給される場合には、原則として全てこれらの利用を図る。また、暖房器具やボイラー等を新設または更新する場合、原則として全て木質バイオマスを燃料とするものを導入する。

第4 その他建築物等における木材の利用の促進に必要な事項

1 コスト面での考慮

木材の利用に当たっては、建設コストの適正な管理を行うだけでなく、維持管理及

び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても計画・設計等の段階から十分留意するものとする。

2 整備体制に関する事項

大川市は、木材の利用を円滑に推進するため、福岡県筑後農林事務所と密接な連携を図るものとする。

- (注1)「CLT」とは、**Cross Laminated Timber**（直交集成板）の略。板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネルをいう。
- (注2)「県産木材」とは、福岡県内で育成、伐採された木材をいう。
- (注3)「合法木材」とは、各国の森林関係の法令に基づき、合法的に伐採された木材をいう。
- (注4)「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築にあたり、構造耐力上主要な部分に木材を利用することをいう。
- (注5)「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築にあたり、室内に面する部分及び屋外に面する部分に木材を利用することをいう。